

令和 6 年度

『天竜材ぬくもり空間創出事業』

補助制度

ご案内

「天竜材ぬくもり空間創出事業」は、FSC 認証材を使用する非住宅建築物の
木造・木質化に対する助成事業です。

【お問い合わせ】

浜松市産業部林業振興課

住所：〒430-8652

浜松市中央区元城町 103-2 / 浜松市役所 6 階

TEL：053-457-2159

FAX：050-3606-6171

Mail：ringyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

『天竜材ぬくもり空間創出事業費補助金』

1 申請受付期間

- 令和6年4月1日～令和7年3月14日

※申請は、提出先まで持参または郵送してください。

持参の場合、開庁日の8時30分～17時15分に限ります。

郵送の場合、申請受付期間内に届いたものに限ります。

※予算の範囲内において先着順で、予算が無くなり次第終了です。

※補助対象部分の着手または木製家具・木製品の導入の10日前までに申請が必要です。

2 提出先

- 浜松市産業部林業振興課（浜松市中央区元城町 103-2 / 浜松市役所 6 階北側）
Tel : 053-457-2159

3 定義

- (1) 「FSC 認証材」とは…

浜松市の FSC 認証林から生産され、FSC-COC 認証取得事業者※により浜松市内で製材・加工された天竜材

※FSC-COC 認証取得事業者は、浜松市内に事業所や営業所等を有していれば本が市外であっても対象です

- (2) 「非住宅建築物」とは…

併用住宅・分譲マンション・賃貸マンション・共同住宅の居住部分以外、事務所、店舗、私立保育園・私立幼稚園・私立学校等の教育施設、病院、工場、ウッドデッキ・フェンス等の外構、その他市長が認めた建築物（公の施設は除く）

- (3) 「木造・木質化」とは…

上記(2)の構造、内装または外装における FSC 認証材の利用及び FSC-COC 認証取得事業者が納品する FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

- (4) 「FSC 認証製品の木製家具・木製品」とは…

木質由来の素材の 8 割以上が FSC 認証材、残りが管理木材で製作されたもの
※製作する事業者は、FSC 認証の家具や製品の製作が可能であるという認証が必要。

4 補助対象者

非住宅建築物の木造・木質化を行う施主

5 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下の 3 種類です。

- (1) 非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装
- (2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装
- (3) 非住宅建築物への FSC 認証材製品の木製家具・木製品の導入

6 補助金額（1 申請あたり）※消費税を除きます

(1) 非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装

対象経費	<p>○FSC-COC 認証取得事業者から購入した FSC 認証材の材料費</p> <p>○FSC-COC 認証取得事業者及び FSC-COC の要求事項に基づいた FSC-COC 認証取得事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が行う FSC 認証材の加工費 (現場施工費、市外での加工は除く)</p> <p>○木材運搬費</p>
補助率	<p><u>対象経費の 1 / 3</u></p> <p>※補助金申請の段階で FSC 認証材の PR に効果的な啓発事業の提案があり、天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会が認める場合は予算の範囲内で対象経費の 1 / 2 (本ご案内 項目 8 参照)</p> <p>※補助上限：<u>200 千円/m³、5,000 千円</u></p> <p>※千円未満切り捨て</p>

(2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装

対象経費	<p>○FSC-COC 認証取得事業者から購入した FSC 認証材の材料費</p> <p>○FSC-COC 認証取得事業者及び FSC-COC の要求事項に基づいた FSC-COC 認証取得事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が行う FSC 認証材の加工費 (現場施工費、市外での加工は除く)</p> <p>○木材運搬費</p>
補助率	<p><u>対象経費の 1 / 3</u></p> <p>※補助上限：<u>10,000 千円</u></p> <p>※千円未満切り捨て</p>

(3) 非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

対象経費	<p>○ 1 基あたり 200 千円以上の FSC 認証製品の木製家具・木製品の購入費 (組立・設置費は含む。運搬費は含まない)</p>
補助率	<p><u>対象経費の 1 / 3</u></p> <p>※補助上限：<u>2,500 千円</u></p> <p>※千円未満切り捨て</p>

※予算の範囲を超えるときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定します。
この場合の補助金の額は、上記の補助金額と異なる場合があります。

7 補助条件

以下のすべての条件を満たしている場合に助成の対象となります。

事業ごとの条件

(1) 非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装

- I. 浜松市内で新築または増改築・改修・改装する非住宅建築物であること
- II. 上記 I の構造材または内装材、外装材に FSC 認証材を 20 m³以上または 5 m²以上使用すること
- III. 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者は FSC-COC 取得事業者でなければならない（FSC-COC の要求事項に基づいた FSC-COC 取得事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）

(2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装

- I. 浜松市内で新築または増改築・改修・改装する非住宅建築物であること
- II. 上記 I の構造材または内装材、外装材に FSC 認証材を 100 m³以上使用すること
- III. 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者は FSC-COC 取得事業者でなければならない（FSC-COC の要求事項に基づいた FSC-COC 取得事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）
- IV. 本事業に係る天竜材（FSC 認証材）において FSC プロジェクト認証を取得すること
- V. 効果的な P R を実施すること

(3) 非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

- I. 浜松市内の非住宅建築物に FSC 認証製品の木製家具を導入すること
- II. 木製家具・木製品の木質材料の 8 割以上を FSC 認証材とすること（残りの木質材料は管理木材であること）

共通の条件

- ア. 補助対象建築物は、常に使用している、または、事業終了後に使用する見込であること
- イ. 補助対象箇所の工事着手もしくは FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入が、当該年度の 4 月 1 日以降であり、それを証明する書類（工程表、補助対象の工期がわかる契約書、発注書等）を提出できること
- ウ. 補助対象箇所の施工完了予定もしくは FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入予定が、当該年度の 3 月 31 日までであること
- エ. 施主は、補助対象建築物を PR の場（見学会等）としての提供や物件の情報発信など、市からの依頼に協力すること（施工中を含む）
- オ. 施主は、前年度の市税等を完納していること
- カ. その他、市長が必要とする事項について誠実に対応すること

8 天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会について

「非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装」の交付申請時において、FSC 認証材の PR に効果的な啓発事業を提案する場合、天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会が次の審査項目により内容を審査する。

審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○対象の非住宅建築物の利用者数・利用者の種類 ○FSC 認証材を効果的に PR できる意匠性の高い設計であるか ○施工後（施工中）に多くの人に FSC 認証材を PR できる提案があるか ○その他、FSC 認証材の普及の取り組みの提案があるか <p style="text-align: right;">等</p>
------	--

※採択数は総申請数の 2 割程度

（約 2 割：補助率 1 / 2 、約 8 割：補助率 1 / 3）

※啓発事業の提案（申請）時期は下記表のとおり

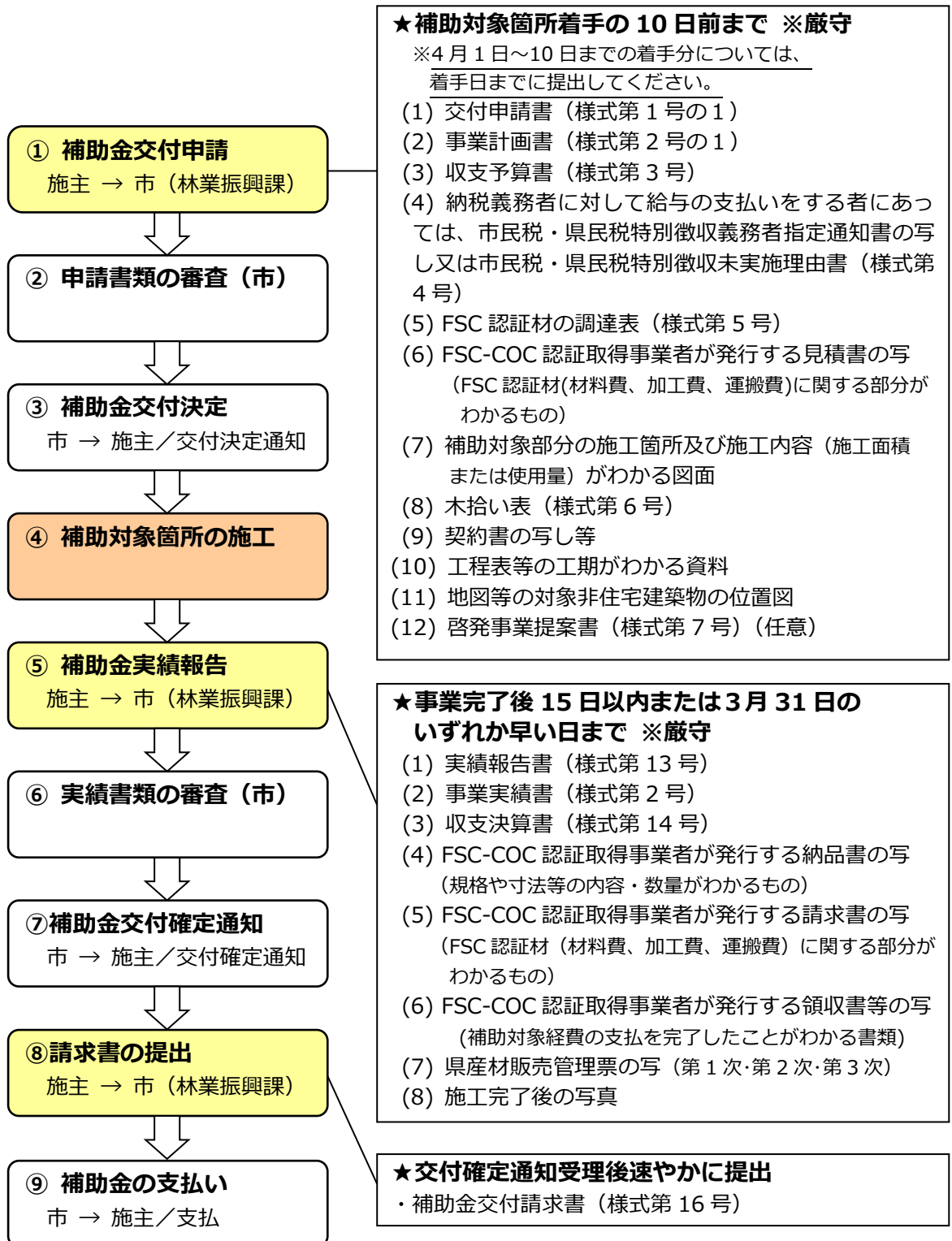
着手日	4/1～ 5/31	6/1～ 7/31	8/1～ 9/30	10/1～ 11/30	12/1～ 1/31	2/1～ 3/31
申請期限	4/15	5/15	7/15	9/15	11/15	1/15

※申請期限から 10 日以内に審査委員会開催

9 申請方法について

(1) 非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装

<フロー図>

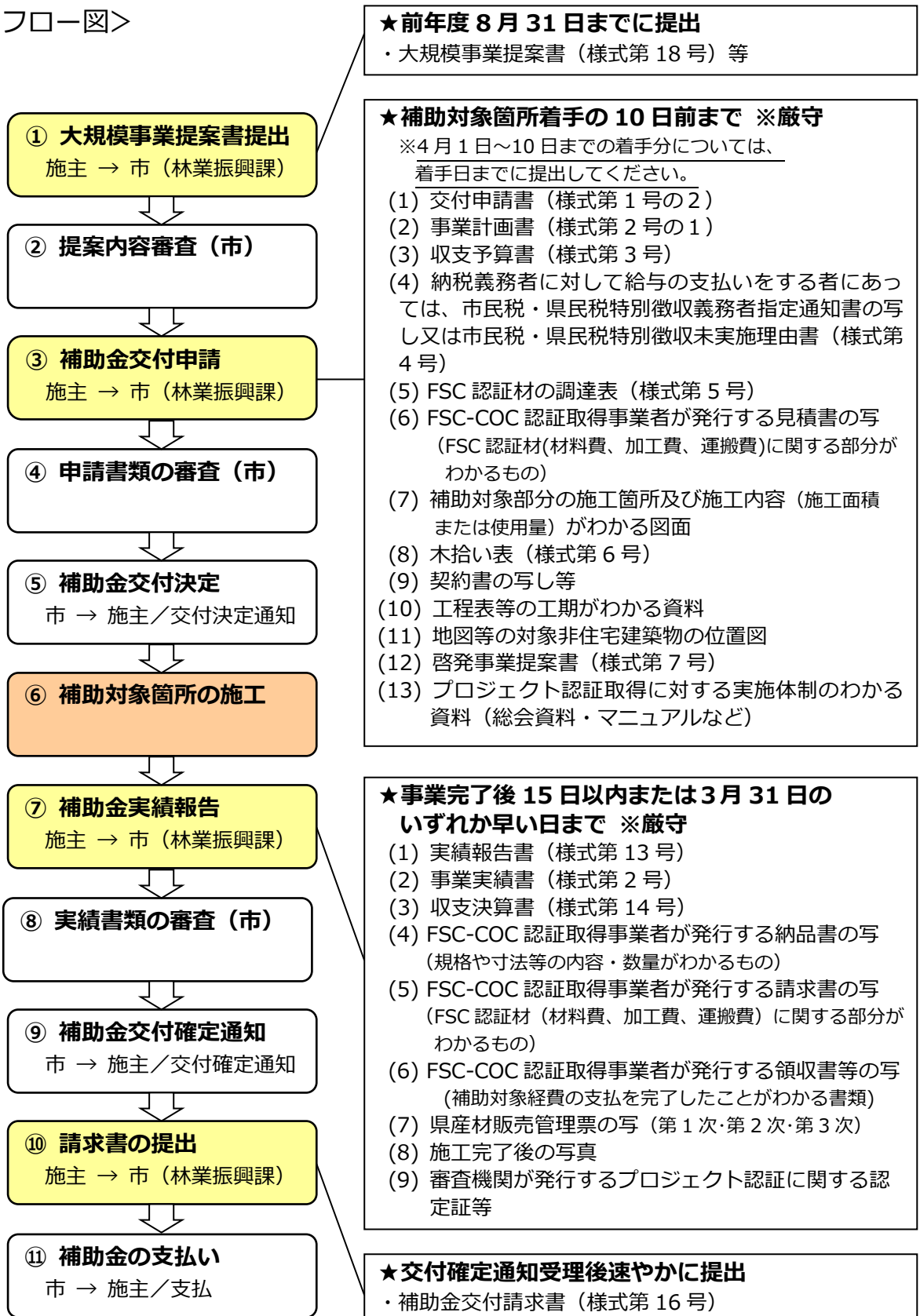


※上記の流れ以外にも、別に現地確認等を実施する場合があります。

※上記の流れ以外に、変更申請等が必要になる場合があります。

(2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・改修・改装

<フロー図>

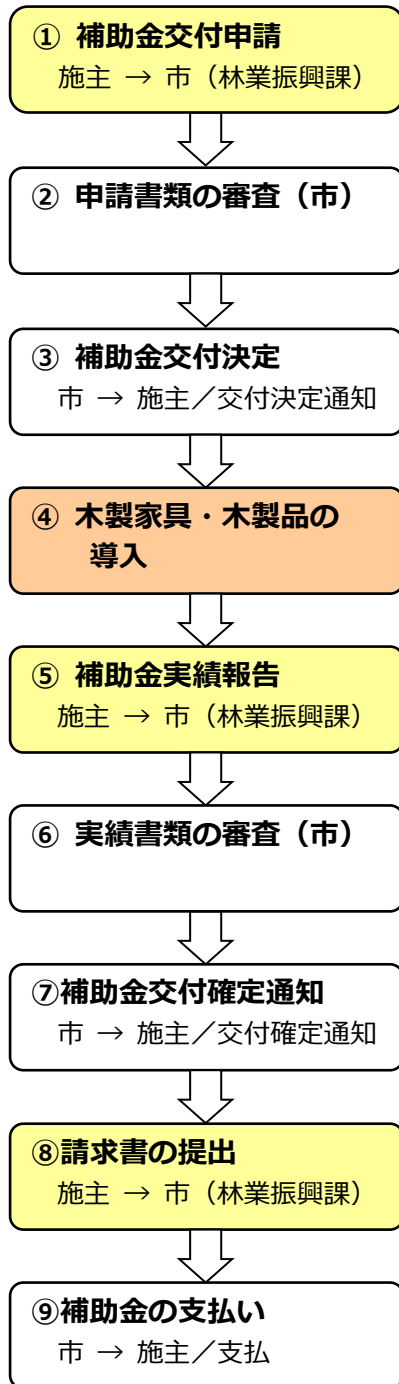


※上記の流れ以外にも、別に現地確認等を実施する場合があります。

※上記の流れ以外にも、変更申請等が必要になる場合があります。

(3) 非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

<フロー図>



★補助対象箇所着手の 10 日前まで ※厳守

※4月1日～10日までの着手分については、
着手日までに提出してください。

- (1) 交付申請書 (様式第 1 号の 2)
- (2) 事業計画書 (様式第 2 号の 2)
- (3) 収支予算書 (様式第 3 号)
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書 (様式第 4 号)
- (5) FSC 認証材の調達表 (様式第 5 号)
- (6) FSC-COC 認証取得事業者が発行する見積書の写 (木製家具の購入費がわかるもの)
- (7) 木製家具・木製品の配置図
- (8) 木製家具・木製品のカタログまたは設計図等の資料
- (9) 発注書等の導入する木製家具・木製品の発注日及び納期がわかる資料
- (10) 地図等の対象非住宅建築物の位置図

★事業完了後 15 日以内または3月 31 日の いずれか早い日まで ※厳守

- (1) 実績報告書 (様式第 13 号)
- (2) 事業実績書 (様式第 2 号)
- (3) 収支決算書 (様式第 14 号)
- (4) FSC-COC 認証取得事業者が発行する納品書の写 (規格や寸法等の内容・数量がわかるもの)
- (5) FSC-COC 認証取得事業者が発行する請求書の写 (木製家具・木製品の購入費がわかるもの)
- (6) FSC-COC 認証取得事業者が発行する領収書等の写 (補助対象経費の支払を完了したことがわかる書類)
- (7) 県産材販売管理票の写 (第 1 次・第 2 次・第 3 次)
- (8) 施工完了後の写真

★交付確定通知受理後速やかに提出

- ・補助金交付請求書 (様式第 16 号)

※上記の流れ以外にも、別に現地確認等を実施する場合があります。

※上記の流れ以外に、変更申請等が必要になる場合があります。

<申請書類等のダウンロード>

- 申請書類等の様式は、浜松市 HP【検索：ぬくもり空間】からダウンロード、もしくは、浜松市林業振興課窓口で入手できます。
- HP には補助金交付要綱も掲載していますので、あわせてご確認ください。

<参考> 非住宅建築物への木造・木質化事例

<事務所での木質化事例：事務室の床(H30 実績)>



<外装の木質化事例：外塀(H30 実績)>



<外装の木質化事例：外塀(R1 実績)>



<外装の木質化事例：ウッドデッキ(R1 実績)>



<内装の木質化事例：店舗の腰壁等(R1 実績)>



<店舗等での木質化事例：ロビーの天井等(R2 実績)>



<内装の木質化事例：店舗の棚(R2 実績)>



非住宅建築物の木造・木質化
をご計画の際は、お気軽にお
問い合わせください。